

河合町地域公共交通活性化協議会設置規約

平成24年8月7日制定

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域内における住民の生活に必要な輸送の確保その他公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

(名称)

第2条 この会の名称は、河合町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号河合町役場に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 連携計画並びに運行効率化計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 連携計画並びに運行効率化計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 1人
- (4) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 河合町長を協議会の顧問とする。

- 2 顧問は、協議会の運営に関し指導助言をするほか、会議に出席し意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、河合町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第9条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、河合町情報公開条例（平成11年条例第2号）の規定を準用する。
- 7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会及び幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議または調整をするため、必要に応じ協議会に部会及び幹事会を置くことができる。

2 部会及び幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第15条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年8月7日から施行する。

2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規約は、平成25年1月16日から施行する。

4 この規約は、平成25年5月14日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

[別表] 河合町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	所属	職名	備考
(顧問)	河合町	町 長	
(会長)	河合町	副 町 長	
(副会長)	学識経験者	—	
委員 (順不同)	河合町総代・自治会長会	会 長	
	河合町議会	議 員	(監事)
	河合町議会	議 員	
	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長	
	奈良県県土マネジメント部 地域交通課	課 長	
	奈良県高田土木事務所	所 長	
	西和警察署	署 長	
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	
	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事	
	奈良県タクシー協会	専務理事	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 企画統括部	営業企画 部長	
	奈良交通株式会社 自動車事業本部乗合事業部	部 長	
	王寺タクシー株式会社	代表取締役	
	河合町まちづくりの会	座 長	
	河合町老人クラブ連合会	会 長	
	河合町商工会	会 長	
	河合町婦人会	会 長	
	河合町総務部	部 長	(監事)
河合町まちづくり推進部	部 長		
河合町福祉部	部 長		